

多治見市公告第4号

「多総本委第7号 多治見市庁舎オフィス環境整備支援業務委託」について、下記のとおり公募型プロポーザル方式により受注者の選定を行う。

この公告の公表をもって、令和7年3月26日付多治見市公告第3号は廃止する。

令和7年4月2日

多治見市長 高木貴行

記

事業番号	多総本委第7号
事業名	多治見市庁舎オフィス環境整備支援業務委託
事業場所	多治見市音羽町 他
履行期間	契約日 ～ 令和8年11月30日
事業概要	(1) 駅北庁舎現状調査 (2) 新庁舎オフィス環境整備支援 (3) 駅北庁舎オフィス環境整備支援
契約条項を示す場所	多治見市役所総務部総務課新庁舎建設事務局
プロポーザルの参加に必要な資格	(1) 参加資格 本プロポーザルに参加できる者は、この公告日において次に掲げる事項を全て満たしているものとする。 ア 多治見市競争入札参加資格者名簿に登録されていること。 イ 多治見市競争入札参加資格審査要綱(平成元年告示91号。以下「審査要綱」という。)第6条第2項の規定により調査委託その他又は業務委託等その他の競争入札に参加資格があると認定されていること。 ウ 審査要綱第7条第1項の規定により、岐阜県又は愛知県内に本社、入札及び契約に関する会社代表者から委任を受けたものを置いている支店若しくは営業所として名簿に登録されていること。 エ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。 オ 公告の日から契約締結までの間において、多治見市指名停止等措置要領(平成2年告示第45号)に基づく指名停止措置を受けていない者であること。 カ 多治見市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱(平成22年告示第200号)に基づく入札参加除外等の措置を受けている期間中でないこと。 キ 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立て、又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。 ク 公告の日現在において、平成27年4月1日以降に完了し引渡し済みの地方公共団体が発注した延床面積3,000㎡以上の市町村の本庁舎の新築又は改築に係るオフィス環境整備支援業務(レイアウト計画、什器整備計画、移転計画の全てのものを含むものに限る。)の元請受注としての実績を有していること。 ケ 公告の日現在において、平成27年4月1日以降に完了し引渡し済みの地方公共団体が発注した市町村の本庁舎の新築又は改築に係るオフィス環境整備支援業務について管理技術者又は主任技術者として完了実績を有するものを配置できること。 なお、配置予定技術者は、公告の日以前に、本プロポーザルへの参加申込者(以下「参加申込者」という。)と直接的かつ恒常的に3か月以上の雇用関係を有すること。

<p>プロポーザル 参加申込書</p>	<p>プロポーザルに参加しようとする者は、プロポーザル参加申込書(様式第2号。以下「参加申込書」という。)に必要書類を添付し、次の提出先まで持参若しくは郵送により必要部数を提出すること。</p> <p>(1) 提出先 岐阜県多治見市日ノ出町2-15 多治見市役所本庁舎4階 総務部総務課新庁舎建設事務局</p> <p>(2) 提出期限 令和7年4月14日(月) 午後5時15分まで</p>
-------------------------	--

<p>仕 様 書 等</p>	<p>次の書類を多治見市公式ホームページに掲載する。</p> <p>①公募型プロポーザル実施要領 ②公募型プロポーザル評価要領 ④仕様書 ⑤提出書類様式</p> <p>多治見市ホームページアドレス http://www.city.tajimi.lg.jp</p>
----------------	--

<p>仕様書等に関する質問並びに当該質問に対する回答</p>	<p>実施要領・仕様書等に対する質問がある場合は、実施要領に定める指定の様式で質問を提出することができる。なお、質問はE-mailにより提出するものとし、メール送信後、必ず電話で受信の確認を行うこと。</p> <p>(1)提出期限 <u>令和7年4月4日(金)午後5時15分(必着)</u></p> <p>(2)提出場所 多治見市役所総務課新庁舎建設事務局</p> <p>TEL 0572-22-1111 内線1434</p> <p>E-mail soumu@city.taijimi.lg.jp</p> <p>(3)回答日時 令和7年4月9日(水)</p>																														
<p>選考方法</p>	<p>(1)参加申込者に対し参加資格審査を行い、参加資格があると認められた者を対象に企画提案書等の提出を求める。</p> <p>(2)企画提案書等を提出した者に対し多治見市庁舎オフィス環境整備支援事業者選定委員会による審査(プレゼンテーション・ヒアリング審査)を実施し、最優秀提案者及び優秀提案者を決定。最優秀提案者と本業務の契約交渉を行い、契約を締結する。</p>																														
<p>スケジュール</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>実施内容</th> <th>日程</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>公告、実施要領等の公表</td> <td>令和7年3月26日(水)</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>質問書の提出期限</td> <td>令和7年4月4日(金)</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>質問書に対する回答</td> <td>令和7年4月9日(水)</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>参加申込書等の提出期限</td> <td>令和7年4月14日(月)</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>参加資格審査結果の通知</td> <td>令和7年4月17日(木)</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>企画提案書等の提出期限</td> <td>令和7年5月14日(水)</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>プレゼンテーション・ヒアリング審査</td> <td>令和7年5月27日(火)午後</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>プレゼンテーション・ヒアリング審査結果の通知</td> <td>令和7年5月30日(金)</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>契約締結</td> <td>令和7年6月上旬</td> </tr> </tbody> </table>		実施内容	日程	1	公告、実施要領等の公表	令和7年3月26日(水)	2	質問書の提出期限	令和7年4月4日(金)	3	質問書に対する回答	令和7年4月9日(水)	4	参加申込書等の提出期限	令和7年4月14日(月)	5	参加資格審査結果の通知	令和7年4月17日(木)	6	企画提案書等の提出期限	令和7年5月14日(水)	7	プレゼンテーション・ヒアリング審査	令和7年5月27日(火)午後	8	プレゼンテーション・ヒアリング審査結果の通知	令和7年5月30日(金)	9	契約締結	令和7年6月上旬
	実施内容	日程																													
1	公告、実施要領等の公表	令和7年3月26日(水)																													
2	質問書の提出期限	令和7年4月4日(金)																													
3	質問書に対する回答	令和7年4月9日(水)																													
4	参加申込書等の提出期限	令和7年4月14日(月)																													
5	参加資格審査結果の通知	令和7年4月17日(木)																													
6	企画提案書等の提出期限	令和7年5月14日(水)																													
7	プレゼンテーション・ヒアリング審査	令和7年5月27日(火)午後																													
8	プレゼンテーション・ヒアリング審査結果の通知	令和7年5月30日(金)																													
9	契約締結	令和7年6月上旬																													

契約に関する事項	(1)最優秀提案者として選定された者と契約交渉を行い、随意契約により業務委託契約を締結する。 (2)最優秀提案者と契約を締結できない場合は、優秀提案者と契約交渉を行うものとする。				
欠格事項	次のいずれかに該当する場合は失格とする。 (1)参加資格要件を満たすことができなくなったとき。 (2)契約交渉が成立しないとき又は最優秀提案者が契約の締結を辞退したとき。 (3)申込書類、企画提案書等に虚偽の記載が判明したとき。				
入札保証金	免除		契約保証金	無	
前払金	無		部分払	有	
契約書作成	要		議会の議決	無	
積算内訳書の提出	無		低入札価格調査制度適用対象物件	無	